

明治二十五年三月三十一日 日刊 (行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

- 除籍が滅失した件 (法務四二六)
- 航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の付表の改正に関する書簡の交換に関する件 (外務三一六)
- パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件 (同三一七)
- ダルエスサラーム市交通機能向上計画 (詳細設計) のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三一八)
- ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三一九)
- コンセプシオン市及びピラール市給水システム改善計画のための贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三二〇)

三

- 東日本大震災に伴う療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の特例を定める件 (厚生労働三一八)
- 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部を改正する件 (同三一九)
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件 (同三二〇)
- 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 (同三二一)
- 保安林の指定をする件 (農林水産一七三七、一七四二)
- 保安林の指定施設要件を変更する件 (同三二二)
- 電気事業法施行規則第九十一条第一項の表各号の規定に基づき特定重要電気工作物を定める告示の一部を改正する件 (経済産業一九一)
- 国土調査の実施に関する公示 (国土交通九四二)
- 砂防法第二条の土地を指定する件 (同九四三)
- 砂防法第二条の土地を指定及び解除する件 (同九四四、九四五)
- 住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件 (同九四六)
- 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく処分をした件 (同九四七)
- 水路測量の実施に関する件 (海上保安一九九)
- 租税特別措置法に基づき国立公園又は国定公園の特別地域と同等の規制を受ける都道府県立自然公園の特別地域を認定した件 (環境六〇)

二

六

五 四

三

- 租税特別措置法に基づき自然環境保全地域の特別地区と同等の規制を受ける都道府県立自然環境保全地域の特別地区を認定した件 (同六一)
- 都市計画に関する件 (中国地方整備局一五五)
- 道路に関する件 (同二五六)
- 道路に関する件 (九州地方整備局一四五、一四六)
- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 内閣 宮内庁 国家公安委員会 警察庁 農林水産省 水産庁
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について (金融庁)
- 北海道開発局公示 (北海道開発局)
- 労働
- 最低賃金の改正決定に関する公示 (長崎労働局最低賃金公示一)
- 〔公 告〕
- 諸事項
- 官庁
- 第三者所有物の没収、財団、有権者申出方、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当関係

二

〇

〇

〇

七

七

六

- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
- 特殊法人等
- 警察共済組合役員就任・退職関係
- 会社その他

三

二

○外務省告示第三百二十号

平成二十三年八月三十日にアスンシオンで、コロンビア市及びピラル市給水システム改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われた。

平成二十三年九月十二日 外務大臣 玄葉光一郎

○厚生労働省告示第三百十九号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。

Table with columns: 品名 (Drug Name), 規格 (Specification), 単位 (Unit), 薬価 (Price). Includes items like アシロツク顆粒0.5%, カバペンシロツク5%, and others.

○厚生労働省告示第三百十八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十一年厚生省令第十五号)第二十条第二号ハ及びト並びに第二十一条第二号ハ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第二十条第二号ハ及びト並びに第二十一条第三号ハの規定に基づき定められていた療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第七号)第十一号(一)ハの規定は、近隣に受診が可能な保険医療機関が存しなくなつたことその他の東日本大震災に起因するやむを得ない事情により患者が保険医療機関の受診に著しい困難を伴う場合には、適用しない。

平成二十三年九月十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第三百十七号

保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十一年厚生省令第十五号)第二十条第二号ハ及びト並びに第二十一条第二号ハ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第二十条第二号ハ及びト並びに第二十一条第三号ハの規定に基づき、療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第七号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第三百十一号

食品衛生法(昭和二十二年法律第八十四号)第三十三条第一項の規定に基づき、食品(添加物等の取扱規程(昭和三十一年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

- 1 生食用食肉の成分規格
(1) 生食用食肉は、腸内細菌科菌数が検出されなければならない。
(2) (1)に係る記載は、1年間保存しなければならない。
2 生食用食肉の加工基準
生食用食肉は、次の基準に適合する方法で加工しなければならない。
(1) 加工は、他の設備と区別され、器具及び手指の洗浄及び消毒に必要な専用の設備を備えた衛生的な場所で行わなければならない。また、肉塊(食肉の単一の塊をいう。以下この目において同じ。)が接触する設備は専用のもを用い、一つの肉塊の加工ごとに洗浄及び消毒を行わなければならない。
(2) 加工に使用する器具は、清潔で衛生的かつ洗浄及び消毒の容易な不透水性の材質であつて、専用のもを用いなければならない。また、その使用に当たつては、一つの肉塊の加工ごとに(病原微生物により汚染された場合は、その都度)、83℃以上の温度で洗浄及び消毒をしなければならない。

(3) 加工は、法第48条第6項第1号から第3号までのいずれかに該当する者、同項第4号に該当する者のうち食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第13項に規定する食品製造業（法第48条第7項に規定する製造業に限る。）に就事する者又は都道府県知事若しくは地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づき政令で定める市及び特別区の長が生食用食肉を取り扱う者として適切と認められる者が行わなければならない。ただし、その者の監督の下に行われる場合は、この限りでない。

(4) 加工は、肉塊が病原微生物により汚染されないよう衛生的に行われなければならない。また、加工は、加熱殺菌をする場合を除き、肉塊の表面の温度が10°を超えないように行わなければならない。

(5) 加工に当たっては、刃を用いてその原形を保つたまま筋及び繊維を短く切断する処理、調味料に浸漬させる処理、他の食肉の断片を接着させ成形する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理をしてはならない。

(6) 加工に使用する肉塊は、凍結させていないものであつて、衛生的に枝肉から切り出されたものでなければならない。

(7) (6)の処理を行った肉塊は、処理後速やかに、気密性のある清潔で衛生的な容器包装に入れ、密封し、肉塊の表面から深さ1cm以上の部分までを60°で2分間以上加熱する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌を行った後、速やかに4°以下に冷却しなければならない。

(8) (7)の加熱殺菌に係る温度及び時間の記録は、1年間保存しなければならない。

3 生食用食肉の保存基準

(1) 生食用食肉は、4°以下で保存しなければならない。ただし、生食用食肉を凍結させたものであつては、これを-15°以下で保存しなければならない。

(2) 生食用食肉は、清潔で衛生的な容器包装に入れ、保存しなければならない。

4 生食用食肉の調理基準

(1) 2の(1)から(5)までの基準は、生食用食肉の調理について準用する。

(2) 調理に使用する肉塊は、2の(6)及び(7)の処理を経たものでなければならない。

(3) 調理を行った生食用食肉は、速やかに提供しなければならない。

○農林水産省告示第十七百三十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年九月十二日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 保安林の所在場所 北海道石狩市浜益区幌一
〇一〇の一地先（国有林、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(イ) 次の図「及び」「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(イ) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○農林水産省告示第十七百三十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年九月十二日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 保安林の所在場所 北海道留萌市礼受町八五
六（国有林）、七の四八・三六一・七二〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）七の五〇

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○農林水産省告示第十七百三十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年九月十二日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 保安林の所在場所 北海道島牧郡島牧村字柴浜三八〇の一（次の図に示す部分に限る。）三八〇の一、三八一の八、三八一の三三から三八一の三三まで

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(イ) 次の図「及び」「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(イ) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(イ) 次の図「及び」「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十七百四十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年九月十二日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 保安林の所在場所 北海道厚岸郡浜中町湯沸四三二地先（四三二地先（以上二筆地先）国有林、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(イ) 次の図「及び」「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十七百四十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年九月十二日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 保安林の所在場所 福井県南条郡南越前町牧谷一二二字寺山谷二の四から二の六まで、三の二から三の六まで

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

一 一・二・三・寺山谷二の五、三の五

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(イ) 次の図「及び」「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

